

申請受付中

子育て世帯への

# 臨時特別給付金

対象児童一人につき 10 万円支給

子育てのページ



# たかやまっこ

問合せ 子育て支援課 ☎ 35-3140

左記の対象者は、申請が必要となりますので、3月31日(木)までに申請をお済ませください。所得審査後、対象者の指定口座に振り込みます。

**対象** 次のいずれかに該当する方

①令和3年9月30日時点で高校生など(平成15年4月2日〜平成18年4月1日生まれ)の児童のみを養育する保護者(所得が児童手当)\*本則給付)と同等未満の方)

②令和3年12月17日時点で児童手当(\*本則給付)の手続きが済んでいない令和4年3月末までに生まれ、た支給対象児童(新生児)の保護者

③公務員など

\*本則給付とは、児童手当法の所得基準額未満の方の給付のことをいいます。

\*対象者には、1月中旬に申請手続きの案内を送付します。お早めの手続きを希望される場合は、案内が届く前でも申請できます。

**給付額** 対象児童1人につき10万円

**申込み**

3月31日(木)までに、申請者の本人確認書類(運転免許証など)、預金通帳などを子育て支援課(本庁1階、各支所地域振興課窓口)へ郵送

\*申請期限を過ぎると、給付金が受け

られなくなりますのでご注意ください。

\*郵送申請の場合、市HP

(QR)より様式をダウンロードのうえ、必要事項を記入、必要書類とともに子育て支援課へ郵送

DV被害により避難されている方は、なるべく早くご相談ください。

問合せ 子育て支援課 ☎ 35-3140



子育て  
応援します

## 子育て世帯の 孤立・孤独緊急対策事業

新型コロナウイルス感染症予防による行動制限のため、行き場がなく孤独を深める子どもや保護者が増えています。そのための緊急対策として、SNSでの相談や託児などを実施します。

**支援内容**

① SNS相談  
来庁せず、オンラインで相談できます。

② 子どもの預かり

小学6年生までの子どもを、自宅などで見守り・学習の支援などをします(自己負担あり)。保護者のリフレッシュや社会活動などにも利用できます。

問合せ NPO法人飛騨高山わらべうたの会 ☎ 157-18577



## 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

### 児童一人につき5万円

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯に特に大きな困難が生じていることを踏まえ、特別給付金を支給します(すでに受給している方を除く)。

\*ひとり親世帯分、ひとり親世帯以外分を対象条件が異なります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 子育て支援課 ☎ 35-3140